

○東かがわ市ごみステーション設置基準

平成 21 年 7 月 15 日告示第 88 号

東かがわ市ごみステーション設置基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、東かがわ市におけるごみの収集の円滑化及び適正維持を図るため、ごみステーション（地域におけるごみの収集場所をいう。以下同じ。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置等要望)

第 2 条 ごみステーションの新たな設置を要望しようとする者は、ごみステーション設置要望書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 ゴミステーションの設置の要望に当たっては、ごみの飛散防止対策として鉄製若しくはステンレス製かご、カラス避けネット又はこれらの組み合わせを設置場所の状況に応じて選択することができる。

3 既に設置されているごみステーションにおいてかごの増設、取替え、修繕又は設置場所の変更、カラス避けネットの支給等を要望しようとする者は、ごみステーション増設等要望書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

(設置等条件)

第 3 条 ごみステーションを新たに設置する場合の条件は、次に掲げるものとする。

(1) ごみステーションは自治会ごと又は概ね 20 世帯で 1 箇所とする。

(2) ごみステーション相互の間隔は概ね 100m 以上とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(3) 利用者及び自治会（以下「利用者等」という。）の合意があり、土地所有者及び管理者の承諾を得ること。

(4) 収集作業上、危険な場所でないこと。

(5) 道路に面する場所で、ごみ収集車が容易に回転又は通り抜けができること。

2 市長は、前項第 4 号及び第 5 号の規定に関し、その条件を満たしているかどうかの確認を当該ごみステーションを担当する収集事業者に対して行うものとする。

3 前項の規定は、かごの増設、取替え又は設置場所の変更をしようとする場合に準用する。

4 カラス避けネットは、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 鉄製及びステンレス製かごを置くスペースがないとき。

(2) 鉄製及びステンレス製かごがある場合においてカラス等によるごみの飛散被害が生じているとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(設置等承認)

第 4 条 市長は、第 2 条の規定による設置等要望が前条各号に規定する条件に適合すると認め、これを承認したときは、速やかに利用者等の代表者に対してその旨を通知するもの

とする。

2 ゴミステーションの設置に当たっては、利用者等が自ら設置を行うものとする。

(維持管理)

第5条 利用者等は、ゴミステーションの利用に当たっては、市が定めるごみの搬出ルールを守るとともに、清掃当番を定めるなどしてその周辺を常に清潔に保ち、ごみ収集作業に支障を来さないように管理するものとする。

(紛争等)

第6条 ゴミステーションの設置により、付近住民等との間に問題が生じた場合には、利用者等が自ら解決に当たらなければならない。

(現地調査)

第7条 市長は、必要に応じて利用者等の代表者と現地を調査し、指導又は改善を求めることができる。

(撤去)

第8条 利用者等は、ゴミステーションの撤去の必要が生じたときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、ゴミステーションの設置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月15日から施行する。

附 則 (令和2年6月16日告示第72号)

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第49号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。